

都道府県推進計画について(案)

I 計画策定における留意点

1 推進計画供給量の目標設定について

平成31年度(第1期)供給目標数値	4,250人
■ファミリーホーム □里親	450
ログループホーム ■乳児院	950
□児童養護施設	500
	2,250

目標とすべき数値 [平成41年度]		
種別	定員	割合
家庭養護 (養育家庭・ファミリーホーム)	1,200名	30.8%
家庭的養護 (グループホーム)	1,200名	30.8%
施設養護 (乳児院・児童養護施設)	1,500名	38.4%
	3,900人	

2 社会的養護の現状 (平成26年6月1日)

社会的養護計	4,155名
家庭養護 (養育家庭・ファミリーホーム)	434名 (10.5%)
家庭的養護 (グループホーム)	790名 (19.0%)
施設養護	2,931名 (70.5%)
(乳児院)	507名 (17.3%)
(児童養護 本体9名以上)	814名 (27.8%)
(児童養護 本体8名以下)	1,610名 (54.9%)
児童養護施設 本体の割合↓	33.6% 66.4%

○社会的養護全体に占める施設養護の割合は70.5%

○児童養護施設全体に占める8名以下ケア単位(GH含む)は、74.7%
※(790名+1,610名)/3,214名

3 課題

- 児童養護施設の小規模化は進んでいる。
(児童養護施設全体の約75%・一部の大規模施設以外、定員減の希望は少ない)
- 小規模ユニット化推進を妨げる要因を排除することが必要である。
(人材確保・一人勤務・職員育成・職員の疲弊)
- 家庭養護が増加しない場合には、施設養護等他の受け皿が必要である。
(施設養護の現時点での計画的減少は将来的なリスク(受け皿不足)の可能性)
- 職員間・関係機関との連携等により全ての施設職員の専門性をより高めることが重要である。
- (1) 児童養護施設
 - ・養育(グループケア)単位1ヶ所当たりの配置職員数の設定
(小規模化施設が大変にならないよう)
 - ・4:1の実現及び職員数増に必要な職員の確保
 - ・児童が施設で生活する時間帯の児童指導員・保育士の複数配置
 - ・職員が長く働き続けることができる制度設計・人材育成
- (2) 乳児院
 - 養育単位の小規模化には職員数増が不可欠
 - 1:3対1の実現及び職員数増に必要な職員の確保
 - 乳幼児に対する基本的な養育能力に加え、被虐待児・病弱児・障害児等に緊急対応できる専門性の向上が必要

II 計画策定・取組の方向性

1 都道府県推進計画の目標達成に向けて

- (1)家庭養護の推進 ⇒ 確実な受け皿が確保される必要がある ⇒ 里親委託とファミリーホームの設置促進策
○法人型ファミリーホームの将来的な開設計画 ・1ホーム予定⇒11施設 ・2ホーム予定⇒17施設
[家庭的養護推進計画より]
- (2)小規模化の推進 ⇒ 職員の確保・育成・定着・専門性の向上は不可欠
- (3)施設の機能強化 ⇒ 専門機能、自立支援機能、里親・ファミリーホーム支援機能、地域子育て支援機能

2 計画の基本目標及び具体的な取組(案)

- (1) 養育家庭委託等の推進
 - 養育家庭制度の充実・強化
 - 里親・ファミリーホームへの理解促進と登録家庭数の増加
 - 里親・ファミリーホームの委託の推進(特に乳児委託)
- (2) 施設の小規模化及び地域分散化の推進
 - 本体施設の小規模化
 - グループホームの設置
 - 法人型ファミリーホームの設置
- (3) 専門的ケアの充実
 - 虐待を受けた子供等の安定した人格形成や精神的回復等支援
 - 医療や療育上のケアが必要な児童や虐待を起因とする支援の難しい児童の増加に対応できる専門養育機能の充実
 - 乳児院からの家庭復帰後、虐待再発防止の観点から、継続した育児相談や親子に対する養育支援
- (4) 人材の確保・育成
 - 法人・施設の自主的な取組や体制の確立
 - 職員の養育力を確保(施設間格差の解消)
- (5) 自立支援の充実
 - 進学・就労に向けた教育や目標設定
 - 社会人として地域で継続した生活が出来るようにする
 - 自立援助ホームの充実
- (6) 家族支援及び地域支援の充実
 - 施設入所児童に対する家庭復帰支援
 - 家庭復帰後の地域における相談支援
- (7) 子供の権利擁護の推進
 - 安心・安全な生活環境を保障する観点から、子供の権利擁護の一層の推進